

学校法人 藍野学院 寄附金募集要項

特定公益増進法人指定寄附金

□ 募集目的

1. 学校法人藍野学院が設置する学校の校舎増改築および設備充実事業その他教育活動の充実のために必要な経常費に充当することを目的とする。
2. その他、本学院運営及び本学院の将来計画に資する経費等に充当する。

□ 募金目標額 1億円

□ 募集期間

平成26(2014)年4月1日～平成28(2016)年3月
31日

□ 募集方法

1. 申込金額

〔個人〕 1口 3,000円

〔法人〕 1口の金額は特に定めておりません。

2. 募集対象

在学生、卒業生、保護者、教職員、団体・法人企業及び本学院の教育に賛同いただける方。

3. 申込方法

寄附にご賛同頂ける方は、法人事務局 財務経理部にお電話ください。

財務経理部から寄附金募集・募集要項・振込用紙を送付させて頂きます。

振込用紙が申込書を兼ねています。

※必要事項をご記入の上お振り込みください。

4. 送金方法

■郵便局(ゆうちょ銀行)

寄附金専用振込口座 00960-0-128865

■同封の振込用紙にて振込

または、学校法人藍野学院法人事務局へ直接持参

※寄附金の免除措置に関しては、中面の税法上の優遇措置をご覧ください。



〒567-0011 大阪府茨木市高田町1番22号
TEL 072-621-3764
FAX 072-621-3756
URL <http://www.aino.ac.jp/>

学校法人
藍野学院

学校法人藍野学院 寄附金募集 －ご挨拶と募金趣意書－

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より学校法人藍野学院へのご支援、ご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本学院は、昭和43年に医療法人恒昭会藍野病院附属看護学院が開設されたことに始まります。その後、医療従事者を世に送り出すにあたって、まず人間教育を行い「知」を愛すること、すなわち「Philo-sophia」を藍野精神の第一義とし、それを学生たちに教育し、そのための高等教育機関をつくることを建学の精神といたしました。この建学の精神の下、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士および臨床工学技士が、それぞれの専門性を備えるとともに、学科を超えた専門基礎科目シンメディカル論（統合と調和を意味する接頭語SymとMedicalを合成した造語）を指導原理としてチーム医療に基づく実学教育を行っております。

また、昭和43年の開設から36年後の平成16年には、高等教育・研究機関として4年制大学を設置し、一方で、高等学校と短期大学部第1看護学科の5年一貫（高大継続）の看護師養成や3年制の短期大学部第2看護学科での看護師養成に加え、短期大学部認定専攻科による保健師資格取得に伴う学士学位取得等、さまざまなパスウェイを用意して地域医療に貢献する人材を社会に輩出して参りました。

この度、本学では、更に教育環境を整備する為、平成30年4月に迎える創立50周年を機に、学校法人藍野学院中期行動計画（Action Plan）による藍野大学新学部設置や藍野大学短期大学部新学科設置、藍野高等学校校舎及び附属施設改修工事等の推進を行って参ります。

つきましては、資金の一部、とりわけ、学内の環境整備、緑化事業、学生使用施設の内装充実に資する資金として活用することを目的とした募金活動を実施いたします。

昨今の厳しい経済状況の中、大変恐縮ではございますが、本学の教育環境の充実に向けて、本事業の趣旨にご理解いただき、皆様の温かいご支援とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

謹白

平成27年12月吉日
学校法人藍野学院

理事長 小山英夫

税法上の優遇措置

H23年度税制改正により既存の所得控除制度に加え寄附者の選択により新たに税額控除制度の適用を受けられるようになりました。

この税額控除制度は、所得税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除制度と比較して、多くの方において、減税効果が大きくなります。

(1) 個人の場合

★「税額控除制度」

（H25年12月20日以降のご寄附より適用されます。）

（当該年中の寄附金の合計額 - 2,000円）
 $\times 40\% = \text{寄附金控除額}$
※寄附金控除額が所得税額から直接控除されます。

※1 当該年中は1月1日から12月31日の間となります。

※2 寄附金の合計額が総所得金額等40%を超える場合には、40%に相当する額が限度額となります。

※3 控除額は所得税額の25%が限度となります。

例) 10,000円の寄附をした場合

$(10,000 - 2,000) \times 40\% = 3,200\text{円}$
⇒ 3,200円が所得税額から控除されます。

★「所得控除制度」

（当該年中の寄附金の合計額 - 2,000円）
=寄附金控除額
課税所得-寄附金控除額×税率=所得税額
※寄附金控除額が課税所得から控除されます。

★「個人住民税の寄附金税額控除」

藍野学院へ寄附をしていただいた方で、（茨木市・富田林市）にお住まいの方々は、個人住民税の寄附金税額控除を受けることができます。

（当該年中の寄附金の合計額 - 2,000円）
 $\times \text{住民税控除率}$

※1 寄附金の額が総所得金額等30%を超える場合には、30%に相当する額が限度額となります。

※2 都道府県が指定した寄附金…4%
市区町村が指定した寄附金…6%

※3 個人住民税の寄附金税額控除は、所得税の確定申告をすることにより適用を受けることができます。

※4 所得税の確定申告をされずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとされる場合には、寄附した翌年の1月1日にお住まいの市町村への申告による事もできます。

※5 税制優遇の対象とならない条件もありますので、ご不明な場合には市区町村の各担当窓口へお問い合わせください。

(2) 法人の場合

受取者指定寄附により寄附金の全額が損金算入できます。

※詳しくは本学院法人事務局財務経理部までご連絡ください。

★「確定申告について」

寄附者の方は、確定申告の際に「税額控除制度」または「所得控除制度」のいずれか一方を選び税額控除制度を選ばれた方は、寄附金受領書と「税額控除に係る証明書(写)」所得控除制度を選ばれた方は、寄附金受領書と特定公益増進法人の証明書(写)によって確定申告の手続きを行なっていただくことになります。

受領書と証明書に関しては、交付希望の連絡を頂いた方に送付させていただきます。平成25年12月20日以降ご寄附を頂いた方で、受領書と証明書の交付希望の連絡をして頂いた方には、受領書と「税額控除に係る証明書(写)」「特定公益増進法人の証明書(写)」をお送りします。

(3) その他

上記の国・自治体等から要請があった場合には、寄附者名簿を提出させて頂きますので、ご了承願います。寄附者名簿には寄附者氏名、住所、寄附金額、寄附金受領日を記載いたします。